



あなたの家の浄化槽は大丈夫？ 法定検査未受検の違法浄化槽をなくそう

問い合わせ先
環境整備課（本山工業団地内） ☎ 4319222

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃はもちろん、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生などで、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

使用開始後の検査と 毎年1回の定期検査が必要！



法定検査には、使用開始後の検査と毎年1回の定期検査の2つ検査があり、次の県知事指定検査機関が検査を行います。

県知事指定検査機関

- ▷ (公社) 広島県環境保全センター (☎ 082-849-6411)
- ▷ (公社) 広島県浄化槽維持管理協会 (☎ 082-546-2168)

使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。

使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

申し込み方法

浄化槽設置届の提出時に、検査の依頼書を添付してください。

毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

検査項目

- ▷ ポンプの稼動状況、悪臭の発生状況、蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷ 放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
- ▷ 保守点検・清掃の記録などのチェック

申し込み方法

県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書の様式は、指定検査機関に送付してもらうか、環境整備課に備え付けのものをご利用ください。

※検査手数料は各検査機関にお問い合わせください。

こんなときには届け出が必要です

転勤などにより1年以上浄化槽を使用しない場合や、休止していた浄化槽を再度使う場合にも手続きが必要です。保守点検および清掃を実施している業者などにご相談ください。

各種届け出は、変更があった日から30日以内に環境整備課へ提出してください。

■ 下水道接続・建物取り壊しなどで浄化槽を廃止した場合

浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

■ 浄化槽管理者に変更がある場合

浄化槽管理者変更報告書を提出してください。

※届出用紙は市のホームページからダウンロードするか、環境整備課に置いてあるものを使用してください。